

## シルバー派遣事業について

シルバー人材事業として、シルバー人材センター会員の皆様を対象とした「臨時的・短期的な就業」「その他の軽易な業務にかかる就業」の基本的な原則を守りながら、平成二十六年度から「労働者派遣事業」を行っています。

この制度は、シルバー人材センター会員が山梨県シルバー人材センター連合会と雇用関係のもとに、派遣先の事業所等で指揮・命令を受けて働くという、現在の受託（請負・委任契約）方式による就業とは全く異なる仕組みです。

図のとおり、派遣就業期間中は派遣労働会員となります。派遣就業の期間中は、会員とシルバー人材センター連合会の間に雇用関係が生じ、連合会（雇用主）から賃金の支払いや労働者災害補償保険の適用などがあります。

